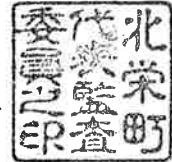


発 監 第 1 5 号
平成25年1月16日

北 栄 町 長 松本 昭夫 様
北 栄 町 議 会 議 長 青 亀 恵一 様
北栄町教育委員会教育委員長 福光 純一 様
北 栄 町 農 業 委 員 会 会 長 濱 坂 良 男 様

北栄町代表監査委員 前田 茂樹

北 栄 町 監 査 委 員 阪 本 和 俊



平成24年度第2回定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果を、同条第9項の規定により報告します。

記

1 監査期間 平成24年11月19日（月）、20日（火）、21日（水）

2 監査対象 全 課

3 監査概要

（1）平成23年度町有施設及び土地の貸付状況

各課から状況調書、契約書等を提出させ、担当課長等から聴取。

（2）平成23年度工事状況

各課から状況調書、開札筆記等を提出させ、担当課長等から聴取。

（3）公共施設等の状況（現地視察）

4 監査意見

(1) 町有財産の貸付について

- ・鳥取中部ふるさと広域連合への貸付

北条庁舎二階及び三階部分並びに駐車場の貸付けは、貸付期間1年間とする行政財産使用申請に対しての許可となっている。また、使用に伴う清掃費、警備費、除雪費等については、負担方法が不明である。

町有財産の使用が継続されることが明らかであり、複数年を貸付期間とする賃借契約を締結するとともに、併せて施設の管理補修、経費の負担について明記することが適当である。

- ・個人宅地への貸付

由良宿地内の町有地4件(758.33㎡)は、個人の宅地として貸付けされているが、売却することを検討されたい。

- ・北条水系土地改良区への貸付

中央公民館の一部を貸付けされているが、貸付期間1年間とする使用申請に対しての許可となっている。継続使用されることが明らかであり、複数年を貸付期間とする賃借契約を締結することが適当である。

- ・自動販売機の設置場所の貸付

町有施設に多数の自動販売機が設置されている。施設の貸付料、電気料金等の扱いがそれぞれの施設管理者に任されている。何らかの貸付基準を定めることが必要である。

(2) 災害時要援護者台帳管理システム導入委託事業について

要援護者情報の管理と災害時に要援護者を円滑な避難に資するため、このシステムの導入に2セット 3,551,100円が支出されている。

しかし、このシステムが機能するためには、自治会、防災組織等の協力と要援護者の個人情報保護面での同意も必須と考える。

このシステムが機能するための要件が整備されていない現状で、2

セット（うち1セットは補正予算で追加）導入する必要があるのか疑われる。

（3）下水道マンホールポンプ設置工事について

従来、北栄町の当該工事は、かなり低い価格（落札率 50～60%）で入札した業者によって施行されてきた。工事成績も普通程度と聞いている。

平成 23 年度の当該工事については、過去の施行実績のある業者は指名入札から除外されて 3 社のみの指名入札が行われ、落札率 97～98% とかなり高止まりとなった。

経費削減の努力が見られない。

（4）町有保安林の維持管理について

由良川河口から大谷に至る海岸線沿いは町有保安林である。しかしながら、適切に管理されていなく保安林機能を果たしているとは思えない。飛砂防止及び防潮保安林としての効果は植林 30 年後に実るものであり、住民生活を守るためには、早急に対応されることが求められる。